

倉敷市告示第98号

倉敷市企業版ふるさと納税を活用した映画撮影誘致支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年2月29日

倉敷市長 伊 東 香 織

記

倉敷市企業版ふるさと納税を活用した映画撮影誘致支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 観光客誘致につながる市内での映画撮影を誘致するため、倉敷市が舞台となる映画を制作するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 映画 映画館で一定期間にわたって公開される映画をいう。
- (2) 企業版ふるさと納税 地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の3に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を法人がした場合において課税の特例の適用を受けることができる制度をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付を受けることができるものは、国内に所在し、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 法人格を有する団体
- (2) 法人格を有しないが、次の要件を全て満たしている団体
  - ア 定款又はこれに類する規約等を有すること。
  - イ 団体の意思を決定し、執行する機関が確立されていること。
  - ウ 団体自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
  - エ 団体活動の本拠として国内に事務所を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものには、補助金を交付しない。

- (1) 同一の事業に対して、本市から別の補助金の交付を受けるもの

- (2) 同一の事業に対して、過去にこの補助金の交付を受けたもの
- (3) 市税を滞納しているもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく営業の許可又は届出を要する事業を行っているもの
- (5) 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当するもの
- (6) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行っているもの
- (7) 事業実施に当たって必要な許認可その他事業実施に当たって必要な関係法令上の規定による要件を欠いているもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の目的等に照らして適当でないと認めるもの

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業は、倉敷市が舞台となる映画の制作であって、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 映画本編の大部分を倉敷市内で撮影し、当該映画の公開により観光客誘致につながり、経済効果をもたらす映画であると認められること。
- (2) 当該映画撮影に伴う倉敷市内での関係者の延べ宿泊者数が100人以上であること。
- (3) 当該映画の配給元が確定しており、第7条第1項の規定による交付決定を受けた日（以下「交付決定日」という。）から2年以内に2以上の都道府県において、かつ5以上の映画館で一週間以上有料で公開すること。
- (4) 第5条第1項に規定する補助金の補助対象経費が1,500万円以上であること。
- (5) 交付決定日が属する年度の翌年度中に映画が完成する事業であること。
- (6) 当該映画の内容が政治的又は宗教的意図を有していないこと。
- (7) 当該映画の内容が公序良俗に反する内容でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、交付決定日前に既に映画本編の撮影など事業の主な部分を開始している事業については、補助金を交付しない。

（補助金の額等）

第5条 補助金の補助対象経費（消費税及び地方消費税を除き、市長が必要かつ適当と認めるものに限る。）及び補助金の額の算定は、別表に定めるところによるものとし、補助金の額は区分ごとの補助金を合算した額とする。

2 企業版ふるさと納税活用型補助金のための企業版ふるさと納税の募集は、交付決定日の属する年度の翌年度において、市長が定める期間に行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、前項の募集開始前に企業版ふるさと納税が終了した場合は、企業版ふるさと納税活用型補助金は交付しない。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、市長が別に定める期日までに、所定の補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 事業計画書

（2） 収支予算書

（3） 団体概要

（4） 上映計画書

（5） 誓約書

（6） 企画書

（7） 定款又はこれに類する規約等

（8） 市税の滞納がないことを証する書類（災害その他のやむを得ない事情があると市長が認める場合を除き、発行から3月以内のものに限る。）

（9） 第3条第1項各号のいずれかに該当することが分かる書類

（10） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（審査及び決定）

第7条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金交付申請書を提出した日が属する年度において補助金の交付の適否を決定し、所定の一般補助金交付（不交付）決定通知書により通知するものとする。ただし、複数の補助金交付申請書の提出があり、予算額を超えるおそれがある場合は、予算の範囲内において最も観光客誘致に対し効果があると市長が認める事業に限り交付を決定するものとする。

2 市長は、第5条第2項に規定する企業版ふるさと納税の募集の期間が終了し、企業版ふるさと納税活用型補助金の額が確定したときは、所定の企業版ふるさと納税活用型補助金の交

付決定通知書により通知するものとする。

- 3 市長は、前2項の規定による決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第8条 前条第1項及び第2項の規定により補助金の交付の決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、当該決定の通知の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して20日以内に当該補助金に係る交付申請を取り下げることができる。

(補助事業の内容の変更)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、所定の変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な内容変更であると市長が認める場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項の承認を行うに当たっては、必要な条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、所定の中止（廃止）承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況等について、市長から要求があったときは、速やかに所定の状況報告書を提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、交付決定日の属する年度の翌年度の市長が指定する日までに、所定の実績報告書に次に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助対象経費の支出を証明する領収書等の写し
- (3) 補助事業実施時の写真
- (4) 他の補助金その他の収入額がある場合は、その対象経費等を証明する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 第4条第1項第3号の要件を満たしたときは、速やかに公開状況報告書を提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、所定の確定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第14条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助事業者の請求により補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項及び第2項の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合において、市長は、所定の交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

- (1) 補助事業者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助事業者が、交付決定を受けた事業とは異なる用途に補助金を使用したとき。
- (3) 補助事業者が、正当な理由なく、第7条第3項又は第9条第2項の規定により付した条件に違反したとき。
- (4) 補助事業が、正当な理由なく、交付決定後に第4条第1項の要件を満たさないことが判明したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助事業の経理)

第16条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(財産の管理)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業が完了した後も善良なる管理者の注意をもって管理す

るとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を公益に資するため図らなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和6年6月14日告示第380号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表 (第5条関係)

区分	補助対象経費	補助金の額
一般補助金	(1) 映画撮影にかかる経費のうち、宿泊費、交通費、人件費、謝礼費、施設利用料、機材レンタル料、車両レンタル料、企画費、ロケーション設営費、美術費、	補助対象経費の実支出額から他の補助金その他の収入額を控除した額(以下「補助対象額」という。)に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とし100万円を限度とする。
企業版ふるさと納税活用型補助金	現像費、特殊撮影費、音楽費、録音費、編集費、仕上げ費 (2) 映画宣伝にかかる経費のうち、チラシ・パンフレット制作費、広告宣伝費	補助対象額から200万円を除いた額を上限とし、補助事業へ交付するものとして寄附された企業版ふるさと納税のうち、市長が定める額